

六本木監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 3 月 5 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、六本木監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

六本木監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、各社員の法令等遵守意識が不足していたことから、長年にわたり、行政当局に定款変更の届出を行っていないほか、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。

また、監査業務の質を確保するための組織的業務運営の重要性に対する各社員の認識が低かったことから、法人の業務運営を定めている内部規程が実態に即していないほか、品質管理のシステムの監視を全く実施していないなど、内部管理態勢の整備が不十分である。

2. 監査業務に係る審査においては、当該監査法人の審査規程に準拠した審査を実施しておらず、監査実施者が自ら実施した監査業務の審査を行っているなど、監査実施者が行った重要な判断等を客観的に評価する態勢を整備していない。

3. 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおける指摘事項について、分析・検討を実施していないことから、今回の検査においても、未改善又は改善が不十分である。

特に、リスク・アプローチに係る監査手続については、過去 3 回の協会の品質管理レビューで指摘を受けていたにもかかわらず、いまだ導入しておらず、改善に取り組んでいない。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室

(代表)03-3506-6000(内線 2470)